

令和8年度からの不燃ごみ・資源・有害ごみ 回収方法の変更について

令和8年度からリチウムイオン電池やリチウムイオン電池を使用し取り外しが困難な製品、乾電池・ボタン電池、食品トレイの色付の回収方法を変更します。

【変更理由】

市民からの要望や市民サービスの向上、リサイクルの推進、リチウムイオン電池等の適正処理に関する環境省通知への対応によります。

●乾電池・ボタン電池の回収について

従前

市内9カ所にある指定集積場にて、有害ごみとして随時回収。

令和8年度

各地区の資源集積所（約420カ所）にて、新たに蓋付の専用箱を設け有害ごみとして毎月回収します。

※指定集積場・・・クリーンセンター内（南側）リサイクルステーション、市役所本庁舎（東側）、総合文化センター（玄関前階段裏側）、市民体育館（南側）、各コミュニティセンター（日吉、釜戸、大湫、稲津、陶）

●食品トレイ（色付）の追加回収について

従前

可燃ごみとして焼却処分。

令和8年度

各地区の資源集積所にて、食品トレイ（白）と同じ出し方で同じネットに入れ資源として毎月回収します。

●リチウムイオン電池などの回収について

従前

リチウムイオン電池やその電池などの取外しが困難な製品のうち、小型のものは、有害ごみとして乾電池やボタン電池等と同様に指定集積場にて回収。大型のものについては、不燃ごみとして各地区のごみ集積所で収集、または不燃物最終処分場への直接持込み。

令和8年度

指定集積場に、新たにリチウムイオン電池等を回収する不燃性の大型の専用箱を設置し、有害ごみとして回収します。電極部分が露出しているリチウムイオン電池等は、テープなどによる絶縁処理をお願いします。専用箱横に消火器を設置し、万が一の火災に備えます。